

史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会（第25期・第2回）  
議事要旨

開催日時：2021年3月10日（水）10：00～13：00（オンライン形式）

参加者：栗田禎子、久留島典子、鈴木茂、中村元哉（以上、役員）、井野瀬久美恵、奥村弘、長志珠絵、大日方純夫、川島真、君島和彦、久保亨、近藤孝弘、坂井俊樹、佐野正博、辻田淳一郎、姫岡とし子、平野千果子、星乃治彦、水羽信男、桃木至朗、柳原敏昭、若尾政希；小沼通二（参考人）；田村裕和（第3部会員、オブザーバー参加）

**議題**

**（1）歴史認識の視点からの日本学術会議「任命拒否」問題の科学的・学問的分析および討議**

**（※参考人：小沼通二慶應義塾大学名誉教授）**

現在学術会議が直面する最大の課題である「任命拒否」問題自体を歴史学の立場から検討し、学問的・科学的分析および討議を行なった。

討議の前提となる問題提起・論点提示として、①大日方純夫委員、②小沼通二参考人（元「原子核特別委員会」委員長）の両氏による報告が行われた。〔大日方報告「日本近現代史の中の「日本学術会議問題」、小沼報告「日本学術会議の歴史から」の内容については添付資料のレジュメ参照。〕について両報告を受ける形で、分科会委員全員による意見交換・議論を行なった。

**（2）今後の活動方針の検討**

本分科会の今後の活動方針に関し、意見交換を行なった。上記（1）議題で扱われた「科学」と「社会」との関係、学問の自由などの問題に関し、引き続き歴史認識という角度からの分析を続けることが重要であること、歴史教育の場での取り組みの必要性などが指摘され、今後さらに検討していくこととなった。

## 日本近現代史のなかの「日本学術会議問題」

2021. 3. 10 大日方純夫

### はじめにー報告の視点

歴史（とくに統治構造）の構造的・動態的把握を通じて

前提的過程：自由民権期ー大正デモクラシー期ー戦時体制期

直接的過程：戦後改革期～現在

憲法の規定と憲法的実践の意味

## I 近現代日本における「学術」の編成

### (1) 日本学術会議誕生の経緯

1879 東京学士会院（日本学士院のルーツ）創立	《自由民権期》
1920 学術研究会議（日本学術会議の前身）成立	《大正デモクラシー期》
1943 学術研究会議の戦時体制化	《戦時体制期》
↓	
1949 日本学術会議設立（内閣総理大臣の所管）	《戦後改革期》

### (2) 日本学術会議誕生直後の2つの本

#### ① 『日本学術会議とは何か』（日本学術会議事務局、1950. 5）

「日本学術会議のおいたち」ー「日本学術会議は、終戦の子である。」

「日本学術会議は、政府からまったく独立な地位を有する。」

#### ② 『学問・思想の自由のために』（日本学術会議、1950. 4）

羽仁五郎（日本学術会議学問思想自由保障委員会委員長）「この日のために」

「諸君は、本日、ここに、日本において歴史上はじめて完全に自由に公然と一に全く学問自由のために集会をもとうとしているのであります。」

「日本学術会議は、日本の自由なる学問の最高の会議であって、決して政府に従属するものではなく、独立の機関であることは、日本学術会議法第三条の明記するところであります。」

## II 近現代日本における「学問の自由」

### ① 「学問の自由」をめぐる法的規定と実践

日本国憲法第23条「学問の自由は、これを保障する」

大日本帝国憲法にはない規定

臣民の権利義務ー第29条「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」（「学問ノ自由」は明記されず）

《自由民権期》

自由民権運動の時代の私擬憲法ー植木枝盛「日本国国憲案」（1881年）

第59条「日本人民ハ何等ノ教授ヲナシ何等ノ学ヲナスモ自由トス」

《大正デモクラシー期》

## 沢柳事件(1914年)

\*松尾尊允『滝川事件』(岩波現代文庫、2005)

・沢柳事件とその問題点

「大学の自治に大きな前進をもたらした」「大学自治の前進の背景として、大正デモクラシー運動の昂揚があった」「学問研究の自由、大学の自治が制度化されなかった」

美濃部達吉－天皇機関説

《戦時体制期へ》

## 滝川事件(1933年)

\*松尾尊允『滝川事件』(岩波現代文庫、2005)

・滝川事件とその問題点

「大学の自治が慣習にとどまったことの結果として滝川事件が起きました。」  
「沢柳事件のような文部省対全帝大との抗争にならず、文部省対京大法学部との抗争に終わった」「京大の敗北により、慣習としての大学の自治が破壊された」「沢柳件は大正デモクラシーの登り坂に際して発生」

## 天皇機関説事件(1935年)

## (2) 近現代日本の統治構造と「学問の自由」

### ① 「学問の自由」をめぐる政治力学

時代の構造と「学問の自由」の構造

沢柳事件と滝川事件

美濃部学説と時代の構造－天皇機関説をめぐる社会関係

帝国憲法の解釈・運用をめぐる対抗

### ② 大日本帝国憲法と日本国憲法の比較

#### 【大日本帝国憲法の構造】

主権の所在＝天皇主権原理

内閣(行政権力)と議会(立法権力)の関係

天皇権力の“代行”機関としての内閣

議会と内閣の“切断”

大日本帝国憲法下の政治過程

内閣(藩閥官僚)と議会(政党)の対抗

帝国憲法のなかの“2つの魂”－君主主義と議会主義

両者の調和をはかろうとした美濃部学説(天皇機関説)

政党の台頭と議会勢力の伸長－一定説としての天皇機関説

「学問の自由」の欠落

#### 【日本国憲法の構造】

主権の所在＝国民主権原理

議院内閣制－国民の“代表”によって構成される国会の多数派が内閣を組織

立法権力のうえに成立する行政権力

立法権力によって拘束されるはずの行政権力  
論理的な規定序列：①国民→②国会→③内閣  
①→②（②が①の代表であること）を担保するものとしての選挙システムと実態  
②→③を担保するものとしての議会運営と説明責任  
日本国憲法をめぐる矛盾  
日本国憲法体制と日米安保体制—戦後日本における2つの原理の対抗  
日本学術会議の誕生と「学問の自由」の関連  
逆コースの波頭としての1949年—日本学術会議の発足  
それを象徴する2冊の小さな本

### Ⅲ 歴史学の課題としての「日本学術会議問題」

#### （1）対象としての「日本学術会議問題」

##### ①日本学術会議に関する歴史的検討—政府との関係、社会との関係

「学術会議は、学問の成果としての学術的知を政府と社会に対して、適切な形で集約し、総括し、提示・助言し、知の伝動ベルトとして、まさに科学を活かす役割を担う」（広渡清吾「科学と政治の関係—日本学術会議の会員任命拒否問題とは何か—」『法律時報』92-13、2020.12）

\*小谷汪之「日本学術会議をめぐる問題について」（『歴史学研究』No. 1006, 2021. 3）

\*木村茂光「日本学術会議会員6名の任命拒否事件と日本学術会議の活動—史学委員会を中心に—」（『歴史学研究』No. 1006, 2021. 3）

\*小沼通二「日本学術会議略年表」（『科学』91-1, 2021. 1）

##### ②科学者の科学的助言組織のあり方の比較史的検討

「国際的に見て、政府のカンターパートとしての科学者の科学的助言組織のあり方は、歴史的経路の差異によって各国で異なる。言うまでもなく、その本質的共通性は、独立性である。」（広渡清吾「科学と政治の関係—日本学術会議の会員任命拒否問題とは何か—」『法律時報』92-13、2020.12）

##### ③史料論的なアプローチ

日本アーカイブズ学会の声明（2020. 11. 2）

「内閣総理大臣に対し、同法〔公文書等の管理に関する法律〕の定めに基づき、任命拒否に係る公文書を適正に保存・公開すること」を求める

#### （2）方法としての「日本学術会議問題」

##### ①「学問の自由」と歴史学

日本歴史学協会の抗議声明（2020. 10. 18）

「戦前において、久米邦武事件、津田左右吉事件などの諸事件において、歴史学の成果が政治的に否定されたこと、あるいは、国民統制を目的にして史実に反する歴史の教育が強制されたことを想起せざるを得ない」

「学問の自由」と歴史認識をめぐる対抗

近代：久米事件・南北朝正閏事件・津田事件—天皇制との緊張関係

現代：戦争・植民地支配をめぐる歴史認識—アジア近隣諸国との関係

焦点としての教科書問題  
歴史学と政治・外交の関係

- ② 「学問の自由」をめぐる歴史学の憲法的実践  
「学問の自由」における教科書裁判の意味

おわりに—歴史における現在の位置

- ① 人事への介入＝恣意的な人事—立憲主義の破壊  
憲法（第 23 条「学問の自由」）の破壊（“壊憲”）
  
- ② 警察監視社会と「日本学術会議問題」  
元警察官僚による情報収集とそれにもとづく政治的介入  
研究者に対する監視と政治的排除

# 日本学術会議の歴史から

小沼通二(こぬまみちじ) 慶應義塾大学/東京都市大学名誉教授

2021年3月10日 10:00~12:30

日本学術会議 史学委員会 歴史認識・歴史教育分科会にて

(主な参考文献 添付 2021年3月20日)

## 内容

### はじめに 自己紹介

#### I 学術会議の政府との関係

1 第1期の任命拒否問題

2 第1、2期に起きた所轄変更構想

3 1983年の日本学術会議法改正

4 2005年の日本学術会議法改正

#### II 軍事研究に対する立場

5 1949年「日本学術会議発足にあたって科学者として決意表明」

6 1950年「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の声明」

7 1965年 ICSU(国際学術連合)Executive Committee Meeting 「資金源」

8 1967年「軍事目的のための科学研究を行わない声明」

9 2017年「軍事的安全保障研究に関する声明」と報告「軍事的安全保障研究について」

おわりに 2020年の会員任命拒否

主な参考文献

### はじめに 自己紹介

1931年1月 東京生まれ。専門は 素粒子物理学理論 と 物理学史 と 科学と社会

**1957** 日本学術会議第4期(1957~1960) **原子核特別委員会委員**(研究者グループの選挙 当時東大大学院物理 D3)

**1958** **同委員会幹事**(~1963 当時東大助手)

**1969** 第8期 **同委員会委員長**(~1972 当時京大助教授) その後第16期(1994~1997)まで複数の委員会の委員 幹事

1971 会長と共に参議院文教委員会へ政府の「説明員」として(「独立」して学術会議の立場で)<sup>1</sup>

1974 『日本学術会議 25年史』<sup>2</sup> に原子核特別委員会活動を執筆

1984 1987 第13期 第14期 のための「会員推薦人」

**2016** 「安全保障と学術に関する検討委員会」第7回に「軍事研究と日本物理学会、そして日本学術会議」を、「史学委員会 科学・技術の歴史的理論的社会的検討分科会」に「初期の日本学術会議と軍事研究問題」を報告<sup>3, 4</sup>

2017 科学研究費挑戦的研究(開拓)による学術会議地下書庫の整理と学術会議研究(~2022)

39

## 40 I 学術会議の政府との関係

41 発足以来、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上  
42 発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」という目的と  
43 「独立して 職務を行う」と規定された意味が理解されずに来たと思う。

44

### 45 1 第 1 期の任命拒否問題(科学技術行政協議会委員 2 人)<sup>6, 7, 8</sup>

46 **1949～1956 科学技術行政協議会(STAC) 首相の所轄機関。会長は首相 副会長は**  
47 **国務大臣 委員は行政官 13(各省次官) 学識経験者 13(科学技術行政協議会法 第 4**  
48 **条第 4 項 …学術会議の推薦を尊重しなければならない)**

49 **目的: ①学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策を審議**

50 **②各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議**

51 学術会議では、第 1 回総会(1949-1)で 13 人を選出(7 人は各部会から、残りは総会で。)

52 →選出された高瀬荘太郎(3 部)が文部大臣に就任して会員辞任

53 →第 2 回総会(1949-2) 第 3 部会で後任選出。政変で発令が遅れていると報告。

54 1949 年 3 月 30 日に、**2 名(羽仁五郎(1 部)、山田勝次郎(3 部))が発令されないまま第 1 回**  
55 **STAC** その後毎月開催

56 →学術会議からは 繰り返し 発令を求める折衝。

57 →第 3 回総会(1949-4)報告 督促している。一層督促する。人事院が学術会会員を国家公  
58 務員の特別職と決定。その結果 立法機関の人(会員中羽仁五郎を含む 4 人が参議院議員)  
59 が行政機関のポストを兼ねるには国会の承認がある。参議院は兼職承認済。衆議院の承認  
60 がまだ。(結論が出るまで会員としてではなく 活動に参加してもらう。)

61 1949 年 5 月 9 日 衆議院から兼職承認を議決したと通知

62 第 4 回総会(1949-10)報告 発令遅延。たびたび山口喜久一郎大臣(STAC 副会長)と折衝、  
63 大臣は努力するといっている。

64 第 5 回総会(1950-1)会長報告 山口大臣に文書。

65 1950 年 3 月 7 日 学術会議法一部改正 第 4 条に第 4 項を追加(現在の第 8 項)「会員は、  
66 国会議員を兼ねることを妨げない。」

67 1950-4-21 会長→首相 「至急任命方お取り計らいの程…」

68 第 6 回総会(1950-4)会長報告 まだ発令されていない。羽仁会員は参議院議員であること  
69 から、**立法府の人が行政府に関与することは望ましくない**という理由で発令拒否。山田会員  
70 は、**はっきりした理由を示さずに拒否**している。最近も大臣に会見。政府は両会員を任命する  
71 意思はないことをはっきり表明した。

72 審議の中で、「任命を求め、本総会中に任命拒否の理由を公文書で示すよう申し出でてあ  
73 る。」任命しない場合理由が納得できれば差し替える。そうでなければ次回の推薦はできな  
74 い。回答の判断は総会、間に合わなければ運営審議会。

75 1950-5-4 内閣官房長官→会長 「諸般の事情により任命致しかねる。この旨 命により通  
76 知する」

77 1950-5-19 会長→首相 「納得できない。理由を」と照会

78 1950-5-22 内閣官房長官→会長 「過去の経歴思想の点より見て公務員選定に関する政  
79 府の方針と合致しないから他の人を推薦されたい」

80 1950-6-28 第 22 回運営審議会の審議に基づき

81 会長→首相 理由を承服できないから他の適当なものを推薦することもできない

82 過去の経歴思想の如何なる点が公務員規定に関する政府の方針と合致しないのか具体的  
83 に明瞭にお示し下さるよう願います。

84 1951 年 1 月 19 日の第 1 期末まで回答無し。

85 第 1 期は 2 年間に総会が 7 回、運営審議会は毎月。会員には毎月「月報」(1949 年 4  
86 月創刊)で情報伝達。

87

## 88 2 第 1、2 期に起きた所轄変更構想など<sup>9</sup>

89 1950-11-1 第 1 期 「日本学術会議の所轄について」(申し入れ) 第 27 回運営審議会

90 政府が、行政機構改革に伴い、日本学術会議を総理府から文部省に移管することを立  
91 案したことに対して

92 1951-7-23 第 2 期 「行政機構の改革に関し日本学術会議に関する要望」 第 38 回運営審議  
93 会

94 行政機構改革に際し、学術会議の性格、使命等について特別の注意を

95 1951-9-6 第 2 期 「日本学術会議事務局の行政整理について」(要望) 第 39 回運営審  
96 議会

97 行政機構改革にあたり、政令諮問委員会が学術会議をそのまま設置としながら、事務  
98 局定員の 50%削減を答申しているが、実施されれば、学術会議はほとんど全くその機  
99 能を停止するのやむなきに至る

100 1951-9-6 第 2 期 「科学技術行政協議会について」(要望) 第 39 回運営審議会

101 行政機構改革にあたり、政令諮問委員会が学術会議をそのまま設置としながら、科学  
102 技術行政協議会を廃止しよう答申しているが、学術体制刷新委員会が、学術会議と  
103 共に設置した精神がふみにじられ、学術会議が論議採決した事項の実施に支障

104 1953-11-20 第 2 期 「日本学術会議の所轄について」(要望) 第 15 回総会

105 学術会議を民間団体とするか、総理府以外の特定の省(例えば、文部省)の所轄とする  
106 意図を有すると報じられている。

107 戦争終結直後、日本を文化国家として再建するために、科学の振興と行政の科学化が  
108 必要という考えから、3 団体(帝国学士院、学術研究会議、日本学術振興会)を改組す  
109 べきだという意見が有力になった。紆余曲折の結果、1946 年に全国の研究者から選挙  
110 された 108 名のメンバーによる学術体制刷新委員会が成立。政府が学術体制刷新案  
111 の作成を諮問し、費用を支出した。

112 この委員会は 1947 年 8 月に活動開始、1948 年 4 月に新構想を政府に答申した。



113 これを政府が採択し、国会審議を経て、今日の日本学術会議と科学技術行政協議会の  
114 体制ができた。

115 急に民間団体にすれば、慎重な準備を無視し、せっかく伸びようとする芽を摘みとるに  
116 等しく、全く無用有害。

117 いずれの文明国にも、わが日本学術会議に相当する科学技術者の全国的組織ができ  
118 ている。それらは、ことごとく、純粋の国家機関であるか、少なくとも、半国家機関たる性  
119 格を備えている。純粋の民間団体たる性質を有する唯一の例外は、米国のアカデミー。  
120 戦後の疲弊したわが国においてこそ、日本学術会議を国家機関として、国家がこれに  
121 対し全力を傾けて財政的援助をするとともに、その機能を 100 パーセントに活用する必  
122 要があるのではないか。

123 日本学術会議の成立に当たって異常な関心を示した GHQ(連合国軍最高司令部)が、  
124 米国の例に反して、日本学術会議を国家機関とすることを適当と認めたのであろうと推  
125 測される。

126 もし民間の特殊団体とするときは、第一に、勧告や答申の行政上に及ぼす力が實際上  
127 甚だしく減殺されることは、わが国の行政の現状にかんがみて、否定しえない事実であ  
128 ると思われる。

129 第二に、運営上にも重大な支障を生じると考えられる。なぜかといえば、民間団体とす  
130 るときは、たとえその経費を国庫によって賄う方針を確立するにしても、科学の発達によ  
131 る学術会議の任務の増大に伴う経費の累増に應ずることは、実際問題として、不可能  
132 に近くなり、そのうえ、事務局人員の充実に致命的な支障を生ずることは避けえないと  
133 思われる。

134 学術会議は特定の省の所轄事項に限られるものではない。

135 学術会議は独立して任務を行うので、総理府の所轄としておいても総理府の責務を重く  
136 するものでなく、総理府の所轄から排斥しても総理府の事務の整備に、少しも加えるこ  
137 ろがない。

138 総会で討論した結果、日本学術会議を国家機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度  
139 が最良。

140 (以上 1953-11-20 の要望の一部の要約)

### 142 3 1983 年の日本学術会議法改正<sup>10、11、12</sup>

143 **国会** 法案提出 1983-4-22。継続審議。田中角栄元首相のロッキード汚職事件第 1 審有罪判決  
144 1983-10-12 で国会紛糾。審議をせずに自民党の単独採決で衆議院通過。成立 1983-11-28。これ  
145 は学術会議第 13 期選挙投票直前

146 **学術会議** 第 12 期 1981-1-20~1985-7-19 4 年半 この間に総会 17 回

147 会長 伏見康治(会員 1~3 期、7~12 期、副会長 2 期、会長 2 期目、1981-1-20~1982-10-22)

148 久保亮五(会員 10~12 期、第 4 部長→会長 1982-10-22~1983-5-19)

149 塚田裕三(会員 9、11~12 期、11 期第 7 部長、会長 1983-5-19~1985-7-19)

150 当時 毎月月報を発行して会員に配布していた。新情報はかなり会員と共有できていた。

151 **発端**:中山太郎総理府総務長官(1980-7-17~1981-11-30)が、1981-5-29 の衆議院科学技術  
152 委員会で、「学術会議の国際会議代表派遣と会員選挙制度に問題があり、責任を果たしていな  
153 い、今後十分に検討せねばならない」と発言。それ以前に会計検査院名と学術会議会長名を使っ  
154 た偽情報もあり、中山長官自身もテレビ・新聞でフェイク情報までつかって学術会議批判をおこな  
155 っていた。

156 **自民党は、日本学術会議に関するプロジェクトチームを発足させ、日本学術会議法改正案作成**  
157 **準備。1982-8-19 日本学術会議改革特別委員会(委員長中山太郎)「日本学術会議改革の基**  
158 **本方針についての中間報告」。**

159 **総理府:1982-8-13 に「日本学術会議に関する懇談会」(座長 吉識雅夫、メンバー全 15)を作り**  
160 **8 回討議して 1982-11 に「日本学術会議の改革について報告」。**1982-11-24 「日本学術会議の  
161 **改革についての総務長官試案」**

162 **学術会議** 1981-7-15 伏見会長が単独で中山長官と会い、合意メモがつくられる。運営審議会  
163 はこのメモに納得できず、「日本学術会議の国際会議代表派遣に関する見解」をまとめ、1981-  
164 10-23 の総会が承認、「日本学術会議の改革について」声明を出す。

165 **1982-6 運営審議会で会長の諮問機関として「日本学術会議改革問題懇談会」設立を決定。人**  
166 **選を進め、1982-7-19 から 5 回の審議を行い、1982-10-19 に答申「日本学術会議の改革につい**  
167 **て」。**座長 永井道雄、メンバー全 10 のうちの 4 人(石川忠雄、岡本道雄、宮島龍興、向坊隆)は、  
168 **すぐ後の 8-13 に発足する総理府の吉識委員会のメンバーにもなる。**

169 **1982-10-20~22 第 86 回総会 「日本学術会議改革要綱」圧倒的多数の賛成で成立。**  
170 **「日本学術会議の改革について」(要望)、「日本学術会議改革要綱の決定にさいして」(声明)、**  
171 **「日本学術会議改革要綱の実現をめざす諸措置について」(申し合わせ)を可決。**

172 **メディア:**「学術会議の海外派遣 総務長官が見直し要求 会員選挙に利用の疑い」「事  
173 務局も会計検査院の名で改革迫る」「左翼イデオロギーに偏向」「学術会議改革こじれ  
174 る」「臨調審議の対象に 行管長官」「学術会議 中山路線に“屈服” 予算削られ念書  
175 入れる」「学術会議改革 自民“見切り発車” 年内にも法改正 会員選挙など刷新案急  
176 ぐ」「学術会議廃止を提言 自民特別委 民間移行に力点」「学術会議改革 政府案成  
177 立は困難に 総会で反対採択 会長や三役は辞任」「絶対反対ではない 学術会議法  
178 改正案 塚田新会長が“含み”」「改正法案の修正考えず 総務長官語る」「学術会議  
179 改革法案に「反対」 新執行部 一転、政府と対決へ」「政府の改革を容認 学術会議が  
180 法成立で見解」「独立した活動続ける 学術会議会長が見解」「学会連合に変質の恐れ  
181 学術会議新会員 母体離れ広い立場で」(日本学術会議事務局平成 9 年度委託事業  
182 『新聞に見る 50 年の歩み 「日本学術会議」関連新聞記事資料』財団法人日本学術協力財団 1998  
183 年 3 月 より 一部)

184 **直接選挙をやめて登録学協会推薦方式に変わった機会に得たものと失ったもの(現在の私見):**  
185 **それまでより小規模分野、中小規模学会関係者が会員になりやすくなった。**

186 **その一方、登録有権者による直接選挙時代に比べて、研究者と学術会議会員の距離は広がった。**  
187 **地方区制度が廃止されたので、一般につながりは弱まった。**

188 **71 の専門分野に会員数を事前に分割して配分固定して、会員候補をそれぞれに確定させたので、**

189 全体を見る視点は低下することになった。  
190 対外発言が著しく減少した。  
191  
192 **4 2005 年の日本学術会議法改正<sup>13</sup>**  
193 **第 1 次資料がほとんど(全く)利用できない。**  
194 **解説や回想の根拠があいまい(不明)。**  
195 **私はこの時期 学術会議に関係がなかった。実態を見ていない。**  
196 **経過(一部)**  
197 **1996 総理府に**行政改革会議**設置。**  
198 **<当時の学術会議は第 17 期(1997-7~2000-7 吉川弘之会長)>**  
199 **1997 吉川会長が 非公式の**未来構想懇談会**を設置。「報告書取りまとめ案(素案、未定稿)」を**  
200 **全会員に配布したが認められず。<配布は 1998-1 か?>**  
201 **<戒能通厚(第 2 部幹事)、「吉川会長は第 17 期の開始当初の内部討議に当たって、**  
202 **ほとんど一人で日本学術会議改革のための提言を書かれ会員に示された。』『学術の**  
203 **動向』2001 年 11 月号>**  
204 **1997-12-3 行政改革会議最終報告**  
205 **Ⅲ 新たな中央省庁の在り方**  
206 **7 特別の機関**  
207 **・・・政府において、現存する特別の機関について・・・個別に検討し、それぞれの性格に**  
208 **応じた見直しを行うべきである。**  
209 **<33 機関、その中に学識経験者等で構成される合議制機関の一つとして**日本学術会****  
210 **議名がある>**  
211 **吉川弘之「学術会議の基本的在り方と**総合科学技術会議**について」学術の動向 1998 年 6 月号**  
212 **1998-6-9 中央省庁等改革基本法**  
213 **第三章 国の行政機関の再編成 第 17 条 総務省の編成方針 9**  
214 ****日本学術会議**については総務省におくものとするが、**総合科学技術会議**においてその**  
215 **在り方を検討すること。**  
216 **1999-10-27 第 131 回総会 声明「日本学術会議の自己改革について」、声明「日本学術会議の**  
217 **位置付けに関する見解」<学術会議は総務省でなく内閣府に置くのが妥当>**  
218 **2001-1 **総合科学技術会議**発足**  
219 **2001-2 学術会議運営審議会附置「日本学術会議の在り方に関する委員会」発足**  
220 **2001-5 **総合科学技術会議**「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」第 1 回会合(会長:石**  
221 **井紫郎) 2003-2 に第 13 回会合で報告書**  
222 **.....**  
223 **2003 **総合科学技術会議**が首相に提言「日本学術会議の在り方について」**  
224 **.....**  
225 **2004-2-10 日本学術会議法改正案国会提出。4-7 全会一致で可決成立。4-14 公布、会員選**  
226 **出。部分は即時施行。**

227 2005-4-1 総務省から首相所轄の内閣府に移管。2005-10-1 改正法全体施行。  
228 **第 20 期会員**は、**総合科学技術会議**議長(首相)が選んだ有識者委員 1 名と日本学士  
229 院長と協議して学術会議会長が決定した日本学術会議会員候補者選考委員会によっ  
230 て選考された。  
231 2005-10-1 第 19 期は 2 年 2 月で終わり、この日から第 20 期。  
232 **Co-optation に変わった機会に得たものと失ったもの(現在の私見):**  
233 会員のジェンダー・バランス、世代バランス、研究機関についてのバランスは改善された。  
234 総会で重要な問題を深く議論することがどのくらいあるか  
235 7 部を 3 部にしたため 部会サイズが大きすぎて討議を深めることが難しいのではないか。以前  
236 には複数部会にまたがるテーマを複数部会で議論することがあった。  
237 あつかっているすべての議題を、限られた時間の中で、大グループで扱うことに問題はないのだ  
238 ろうか。  
239 課題別委員会と幹事会附置委員会は時限付きの設置のため 期を越えて長期的に取り組むこと  
240 が難しいのではないか。  
241 6年任期制で再任のない現行制度では、学術会議として長期にわたって取り組むことが望ましい  
242 課題に責任が持てないのではないか。  
243 委員会活動が重視され、報告も提言も委員会レベルしかも期末に集中しているように見える。  
244 ウェブサイトの発信は活性化された。  
245 その反面 ウェブサイト掲載より詳細な情報が どのように保存され 利用できるのだろうか  
246 協力学術研究団体約 2000 が活用されていない。  
247 その結果、87 万人といわれる科学者・研究者とつながりが持てていない。  
248 例:「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に関するアンケート<sup>14</sup>  
249 社会的にも大きな問題になっているのに回答率が低い  
250 【回答数(対象数)】  
251 会員:142(204)、連携会員:150(約 1900)、協力学術研究団体:303(約 2000)

252  
253  
254

## 255 II 軍事研究に対する立場<sup>2, 7, 9</sup>

256 今でも変更されずに掲げられている日本学術会議法前文に「わが国の**平和**  
257 **的復興、人類社会の福祉に貢献することを使命とし**」と書かれて設立された。  
258 このときは、第 2 次世界大戦の終結から 3 年半たっていなかった。

259 戦時中の 1943 年の閣議決定「**科学研究は大東亜戦争の遂行を唯一絶対**  
260 **の目標として…学術研究会議を強化活用し…研究機関及び研究者を計画**  
261 **的に動員するものとする**」のもとでの体験の記憶が広く残されていた。学術会  
262 議の前身の学術研究会議には「国民総武装兵器特別委員会」などが作られた  
263 のだった。<sup>2, 15</sup>

264

265 5 1949 年 声明「日本学術会議発足にあたって科学者として決意表明」<sup>2, 7, 9</sup>  
266 第 1 回総会 1949-1-20~22 第 1 日に羽仁五郎会員が提案。この日の運営審議会で、末川博  
267 第 2 部長が原案起草を任せられ、崔 3 日の総会に会長から提案され、手続き、内容の議論が続き  
268 修正案も出たが、原案通り決定するまでに 1 時間半近くかかった。  
269 「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し」「人類の平和のためあまねく  
270 世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する」  
271

## 272 6 1950 年 4 月 28 日 「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意 273 の声明」

274 第 6 回総会。当時、東西陣営の対立が激化していて、ベトナム、ドイツに続き朝鮮半島にも二つ  
275 の国家ができた。この年の元旦に連合軍総司令部のマッカーサー元帥が年頭の辞で「日本国  
276 憲法は自衛権を否定していない」と声明した。このような状況の中で発足時の声明をさらにはっきり  
277 させたいとしてこの声明が出された。(この声明の 2 か月後に朝鮮戦争が始まった。)  
278

## 279 7 1965 年 ICSU(国際学術連合)Executive Committee Meeting 「資金源」<sup>16</sup>

280 現在 学術会議が加盟している国際学術会議 ISC(International Science Council)は 国際学術  
281 連合 ICSU(international Council of Scientific Unions 1931 年設立 のちに International Council  
282 for Science ICSU と改名)と International Social Science Council (ISSC 1952 年設立)が 2018  
283 年に合併してできた。日本からは ICSU 創立時に学術研究会議が加盟した。戦時中事実上断  
284 絶状態だったが、戦後は学術会議が加盟した。それ以来 学術会議は ICSU 研究連絡委員会を  
285 設置して対応してきた。

286 ISCU Bulletin No.4 July 1965 の I. Third Meeting of the ISCU Executive Committee Munich、5-  
287 7 April 1965 に次の記述が残されている。

### 288 *Source of Funds*

289 The Executive Committee gave its moral approval to the recommendation put forward by Prof.  
290 Fujioka, that the ICSU and its components should not accept or channel funds for any purpose  
291 from any military group of countries. **ICSU とその傘下組織は、いかなる目的であっても、国家の  
292 いかなる軍事組織からも、資金を受け入れあるいは仲介すべきでない。**

293 ICSU は 1949 年に発表した「科学者憲章」の科学者の責務の中で「科学における国際協力を促  
294 進し、世界平和の維持につとめ、世界市民精神に貢献すること」としていた。これと関係があるの  
295 かないのか？ Fujioka は 当時の第 4 部長藤岡由夫である。加盟団体の代表者の会議である  
296 し、藤岡の性格から見て、個人でこのような提案をする人とは思えない。どのような経過でどのよ  
297 うな議論があったのか、**これまでのところ学術会議でも ICSU Archive でも関係資料は見つかつ  
298 ていない。**  
299

## 300 8 1967 年 「軍事目的のための科学研究を行わない声明」<sup>2, 7</sup>

301 この当時、ベトナム戦争激化の中で、日本は爆撃機の出撃基地になり、戦車の修理などもおこな  
302 っていた。世界的にベトナム戦争反対の声が大きかった。

303 1967-5-5 新聞に、前年学術会議が後援し、日本物理学会が主催した国際会議が米軍資金を受  
304 け入れていたこと、日本の多くの大学研究機関も援助を受けていたとスクープされた。  
305 5月8日に朝永振一郎学術会議会長は参議院予算委員会に呼ばれたが、これから議論するとい  
306 う説明で終わった。  
307 5月25日の運営審議会で、「国際交流5原則」声明と、上記ICSUの申し合わせをもとに議論し、  
308 これらの文章を添付して「補助金を受けたのは遺憾である。後援者として責任を痛感し、反省する。  
309 再び起こらないように対策と検討する」という会長見解を全会員に送付した。  
310 次の第49回総会の10月20日に、1950年総会での声明を踏襲する声明を採択した。

311

## 312 9 2017年「軍事的安全保障研究に関する声明」と報告「軍事的安全保障研 313 究について」<sup>3</sup>

314 2015年度に防衛省の「安全保障技術研究推進制度」が発足し、年々拡大し続けた。  
315 これに関して当時の大西隆会長が、繰り返し個人意見を外部で発表した。  
316 2015年10月の第170回総会における会長報告に対する質問が出て、議論する必要があるとい  
317 うことになり、幹事会で議論し、防衛省との意見交換、デュアルユースについての有識者との懇談  
318 会を行った。  
319 次の第171回総会の議論の後、幹事会は「**安全保障と学術に関する検討委員会**」を設置すること  
320 とした。

321 会長・副会長全員、各部から3名ずつ、その他の会員・連携会員から選考し、委員会は2016年6  
322 月から2017年3月まで11回公開で議論した。防衛省からも含めて外部の意見も聞き、すべての  
323 記録を残した。委員の意見の分布は広く、この制度への応募を容認する者もいたが、丁寧な議論  
324 を重ねた結果、声明と報告をまとめて発表することについて全員が同意するに至った。

325 声明と報告は

326 1950年と1967年の声明を継承するとし、  
327 **軍事的安全保障研究では、政府による研究者への介入が強まる懸念**があるとし、  
328 2015年に発足した防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は、政府による研究者への**介入が著**  
329 **しい**として、  
330 **研究の入り口で研究資金の出所に関する慎重な判断が重要**だとして、  
331 各大学研究機関に、軍事的安全保障研究とみなされる可能性がある研究についての技術的・倫  
332 理的審査制度をつくるべきだとよびかけ、  
333 今後学術会議も含めて真摯な議論を続けていかなければならないとしている。

334

## 335 おわりに 2020年の会員任命拒否(私見)

336 防衛省予算による研究開発、防衛産業との協力による研究開発は、「民政に役立つ研究  
337 だ、基礎研究だ」といっても、自衛隊や輸出用の武器開発に必要な研究開発とそれに向けての研  
338 究開発が支援・委託・助成されるのだから、**軍事研究**といわなければならない。憲法を無視し、専  
339 守防衛、武器輸出禁止をやめる現在の政府は、**軍事強国・民生弱国**を目指しているといえる。

340 少子高齢化は止まらず、慢性的財政赤字は減らないどころかコロナ禍対策で大幅に増え、国  
341 土狭隘の日本は、ミサイル時代に「戦争ができる国」にはなれない。住民が 60 万人いた沖縄、そ  
342 の前に 3 万人いたサイパンで行われた地上戦に巻き込まれた住民の過酷な体験が継承されて  
343 いない。国外の戦争でも戦場に住んでいる住民は悲惨だ。この非人道性は今でも各地で続いて  
344 いる。国民を守るの**は武力ではなく外交努力**だ。1955 年のラッセル・アインシュタイン宣言は、核  
345 兵器だけでなく戦争を廃絶しなければ、人類は絶滅する可能性があると訴えている。

346 国民より国を重視する政府の防衛省予算あるいは海外の軍関係予算を受ける研究者は、研  
347 究の倫理にもとるとわたくしは考える。

348 ところで、日本学術会議再編については、「再編」してもらいたいところはいくらでもある。しかし  
349 その前に、日本学術会議法に基づいて政府が「6 人の任命」と「拒否理由の説明」を行うことが不  
350 可欠である。87 万人の科学者の代表だとされているのだから、「再編」案作成は**科学者の意向を**  
351 **踏まえて冷静な状況の下で行うべき**で、学術会議を知らない人たちが決めたスケジュールによる  
352 拙速は危険であり、マイナスといわなければならない。そのためには**研究者との絆を強めなけれ**  
353 **ばならない**。(残念ながら)社会的知名度が高くなかった学術会議の問題が短時間で広がったの  
354 は、第 2 次安倍政権以来の異論を許さない体質の政治が原因であることが見抜かれたためだっ  
355 た。ここで述べてきたような**歴史から学ばないと同じ失敗を繰り返す**可能性が大きくなる。

356

357

#### 358 主な参考文献

- 359 1 第 65 回国会 参議院文教委員会会議録第八号 1971 年 3 月 18 日
- 360 2 『日本学術会議二十五年史』 日本学術会議、1974
- 361 3 [安全保障と学術に関する検討委員会 | 日本学術会議 \(scj.go.jp\)](#) 日本学術会議 トップペ  
362 ージ > 委員会の活動 > 課題別委員会 > 廃止・設置期間が終了した委員会 > 23 期 安全保障  
363 と学術に関する検討委員会
- 364 4 小沼通二「初期の日本学術会議と軍事研究問題」『学術の動向』 22 巻 7 号、2017 年 7 月号  
365 p.10
- 366 5 [日本学術会議設立 70 周年記念展示「日本学術会議の設立と組織の変遷～地下書庫アーカイ](#)  
367 [ブズの世界～」](#)日本学術会議ウェブサイト
- 368 6 科学技術行政協議会 (STAC) について  
369 『科学技術行政協議会について』 科学技術行政協議会事務局 1949  
370 『科学技術委年報』 科学技術行政協議会事務局 1950～1955
- 371 7 『日本学術会議総会速記録』『日本学術会議総会資料』『運営審議会資料』
- 372 8 『日本学術会議月報』
- 373 9 『勧告・声明集』第一集(1949.1～1957.1) 日本学術会議、1957、・・・第 15 集(全 5 冊、1997～  
374 2000)、『第 20 期日本学術会議 勧告・氏名・提言・報告等記録』(2005～2008) 第 21 期  
375 (2008～2011) 以後は日本学術会議ウェブサイト <第 18～19 期、2000～2005 年 欠>
- 376 10 『日本学術会議続十年史』 日本学術会議、1985
- 377 11 『日本学術会議五十年史』 日本学術会議、1999

- 378 12 当時の新聞記事『新聞に見る 50 年の歩み』(「日本学術会議」関連新聞記事資料、日本学  
379 術会議事務局平成 9 年度委託事業) 財団法人日本学術協力財団、1998 年  
380 13 『学術の動向』 財団法人日本学術協力財団  
381 14 日本学術会議 2021 年 2 月 25 日 記者会見配布資料  
382 15 小沼通二『湯川秀樹の戦争と平和』 岩波書店 2020  
383 16 ICSU Bulletin No.4 July 1965  
384  
385 <2021 年 9 月 1 日追加>  
386 17 尾関章『学術会議史話 — 小沼通二さんに聞く』 論座 朝日新聞社 2021  
387 (1) 学術会議の原点は「ボトムアップ」、第 1 期にもあった任命拒否 5 月 5 日  
388 (2) 学術会議が原子力 3 原則を唱えた事情／軍事をなによりも警戒した 6 月 17 日  
389 (3) 原子力 3 原則が法律になった事情／政治は米国の顔色を見ていた 6 月 21 日  
390 18 池内了、隠岐さや香、木本忠昭、小沼通二、広渡清吾『日本学術会議の使命』岩波書店  
391 2021